

令和7年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 亀岡市地域公共交通会議
住 所 京都府亀岡市安町野々神8
代表者氏名 会長 土井 勉

地域公共交通計画変更認定申請書

令和6年 月 日付け国自旅第 号で国土交通大臣より認定された、地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○変更日

令和7年3月15日

○変更箇所

別紙のとおり

○変更理由

神吉線について、利用状況を鑑み、また運転士不足および労働時間規制強化への対応を図るため、令和7年3月15日より土休日の一部便を減便することに伴い、計画申請書に記載の計画運行回数や計画輸送量等が変動し、国庫補助額の変更が生じることとなったため。

○国庫補助金計画申請額

(変更前) 5426.5 千円 (うち神吉線 498.0 千円)

(変更後) 5428.0 千円 (うち神吉線 499.5 千円)

令和7年度地域間幹線系統補助に係る令和7事業年度の地域公共交通計画の
変更内容について

1 対象事業者 京阪京都交通株式会社

2 対象路線 八田線、神吉線、原・神吉線

3 変更理由

対象路線のうち神吉線について、利用状況を鑑み、また運転士不足および労働時間規制強化への対応を図るため、令和7年3月15日より土休日の一部便を減便することに伴い、計画申請書に記載の計画運行回数や計画輸送量等が変動し、国庫補助額の変更が生じたこととなったため。

4 変更日 令和7年3月15日

5 変更内容

令和7年度地域間幹線系統確保維持計画 表1、表2、様式1－5のうち、以下変更を反映したもの。

運行系統		計画運行回数 (1日あたり)	計画平均 乗車密度	計画 輸送量	計画申請額 (補助金額) 単位:千円
八田線	変更前	9.3	2.8	26.0	4428.5
神吉線	変更前	4.5	3.5	15.7	498.0
原・神吉線	変更前	3.0	5.1	15.3	500.0
合計					5426.5
八田線	変更後	9.3	2.8	26.0	4428.5
神吉線	変更後	<u>4.3</u>	3.5	<u>15.0</u>	<u>499.5</u>
原・神吉線	変更後	3.0	5.1	15.3	500.0
合計					<u>5428.0</u>

6 計画申請額

(変更前)5426.5 千円(うち神吉線 498.0 千円)

(変更後)5428.0 千円(うち神吉線 499.5 千円)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (亀岡市)	京阪京都交通株式会社	(1) 八田線1	4,428.5	
	京阪京都交通株式会社	(2) 神吉線1	499.5	
	京阪京都交通株式会社	(3) 原・神吉線1	500.0	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,428.0	

令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

変更後

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (亀岡市)	京阪京都交通株式会社	(1) 八田線1	4,428.5	
	京阪京都交通株式会社	(2) 神吉線1	498.0	
	京阪京都交通株式会社	(3) 原・神吉線1	500.0	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,426.5	

令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

変更前

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

変更後

令和 7 年度

計画変更

(神吉線減便)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	1,186,218	千円	営業外収益	4,587	千円	経常収益(イ)	1,190,805	千円
	営業費用	1,223,548	千円	営業外費用	1,612	千円	経常費用(ロ)	1,225,160	千円
	営業損益	△ 37,330	千円	営業外損益	2,975	千円	経常損益	△ 34,355	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,943,973.2 km					経常収支率		97.19	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	1,123,833	千円	営業外収益	10,759	千円	経常収益(イ')	1,134,592	千円
	営業費用	1,189,221	千円	営業外費用	1,668	千円	経常費用(ロ')	1,190,889	千円
	営業損益	△ 65,388	千円	営業外損益	9,091	千円	経常損益	△ 56,297	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	3,015,145.3 km					経常収支率		95.27	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	1,038,708	千円	営業外収益	38,597	千円	経常収益(イ'')	1,077,305	千円
	営業費用	1,195,133	千円	営業外費用	2,896	千円	経常費用(ロ'')	1,198,029	千円
	営業損益	△ 156,425	千円	営業外損益	35,701	千円	経常損益	△ 120,724	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	2,957,420.4 km					経常収支率		89.92	%

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	405 円 09 銭	394 円 96 銭	416 円 15 銭
北近畿	405 円 09 銭	394 円 96 銭	416 円 15 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
京阪神	405 円 40 銭	554 円 21 銭	405 円 40 銭	0 円 0 銭	404 円 48 銭
北近畿	405 円 40 銭	416 円 27 銭	405 円 40 銭	0 円 0 銭	404 円 48 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた 補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／ 3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／ 3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／ 3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画 運行 日数	計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と 地域公共交 通再編事業を 実施する区域 におけるキロ 程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同一 補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率 (チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チー＝	
			起点	主な 経由地	終点					チ	オ				オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル			ル÷チ
京阪神	(1)		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,395.0 (9.3)	回	2.8	26.0 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 Km	往 (平均) Km	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km 14.7 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	%	47.500	
	(2)		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,574.5 (4.3)	回	3.5	15.0 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 Km	往 (平均) Km	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km 9.8 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	%	20.325	
	(3)		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 (3.0)	回	5.1	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 Km	往 (平均) Km	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km 11.6 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	%	34.831	
			京都市 原・神吉線1				365 日									3.7 km 3.7 Km				20.786	
			亀岡市 原・神吉線1				365 日									2.5 km 2.5 Km				14.044	
北近畿	1		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,395.0 (9.3)	回	2.8	26.0 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 Km	往 (平均) Km	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km 13.3 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	%	52.500	
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,574.5 (4.3)	回	3.5	15.0 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 Km	往 (平均) Km	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km 2.5 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	%	79.674	
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 (3.0)	回	5.1	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 Km	往 (平均) Km	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km 6.2 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	%	65.168	
合計			系統									往 117.4 km (平均) 復 115.0 km 116.2 Km	往 (平均) Km		往 58.7 km (平均) 復 57.5 km 58.1 Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km	往 (平均) Km			

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロッ ク外乗入部 分及び同一 補助ブロッ ク都道府県 外乗入部 分以外のキ ロ程の比率	計画実車 走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の 適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による 増収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少な い額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用後 のキロ当たり 経常収益 ノーh=ノ	(d+e+f)/3 =ノ	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ'=f		
																				ノ×ワ以上の額:ヨ
京阪神	(1)		47.500 %	190,120.0 km	77,074,648 円	179円62銭	—	—	—	179円62銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	34,149,355 円
	(2)		20.325 %	38,652.9 km	15,669,885 円	179円89銭	—	—	—	179円89銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	6,953,271 円
	(3)		34.831 %	39,055.0 km	15,832,897 円	203円95銭	—	—	—	203円95銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	7,965,268 円
北近畿	1		52.500 %	190,120.0 km	77,074,648 円	179円62銭	—	—	—	179円62銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	34,149,355 円
	2		79.674 %	38,652.9 km	15,669,885 円	179円89銭	—	—	—	179円89銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	6,953,271 円
	3		65.168 %	39,055.0 km	15,832,897 円	203円95銭	—	—	—	203円95銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	7,965,268 円
合計				535,655.8 km	217,154,860 円					91,568,560 円	538,439.8 km		106,986,060 円	536,470.6 km		96,415,926 円	535,848.8 km		98,135,788 円	

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部分 及び他路線との聯 合部分以外に係る もの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外に係るも の ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回 数/①計画運行 回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ
京阪神	(1)		42,925,293 円	34,683,591 円	34,683,591 円	16,474,705 円	16,474,705 円	8,857,368 円	8,857 千円	4,428.5 千円	42,925,293 円	33,602,293 円
	(2)		8,716,614 円	7,051,448 円	7,051,448 円	1,433,206 円	1,433,206 円	999,911 円	999 千円	499.5 千円	8,716,614 円	6,257,614 円
	(3)		7,867,629 円	7,124,803 円	7,124,803 円	2,481,640 円	2,481,640 円		2,481 千円	1,240.5 千円	7,867,629 円	4,305,629 円
	京都市					1,480,979 円	1,480,979 円		1,480 千円	740.0 千円	1,635,406 円	894,990 円
	亀岡市					1,000,661 円	1,000,661 円		1,000 千円	500.0 千円	1,105,004 円	604,723 円
北近畿	1		42,925,293 円	34,683,591 円	34,683,591 円	18,208,885 円	18,208,885 円	9,789,723 円	9,789 千円	4,894.5 千円	42,925,293 円	33,602,293 円
	2		8,716,614 円	7,051,448 円	7,051,448 円	5,618,170 円	5,618,170 円	3,919,653 円	3,919 千円	1,959.5 千円	8,716,614 円	6,257,614 円
	3		7,867,629 円	7,124,803 円	7,124,803 円	4,643,091 円	4,643,091 円		4,643 千円	2,321.5 千円	7,867,629 円	4,305,629 円
合計			119,019,072 円	97,719,684 円	97,719,684 円	48,859,697 円	48,859,697 円	23,566,655 円	30,688 千円	15,344.0 千円	119,019,072 円	88,331,072 円

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	(1)		4,428,500 円	27.75%	11,531,808 円	72.25%	0 円	0.00%	781 円	0.00%	
	(2)		499,500 円	39.27%	771,444 円	60.65%	0 円	0.00%	916 円	0.07%	
	(3)		1,240,500 円	82.72%	258,733 円	17.25%	0 円	0.00%	460 円	0.03%	
	京都市				154,405 円	10.30%					
	亀岡市				104,328 円	6.96%					
北近畿	1		4,894,500 円	27.74%	12,745,893 円	72.25%	0 円	0.00%	811 円	0.00%	
	2		1,959,500 円	39.30%	3,024,704 円	60.67%	0 円	0.00%	1,550 円	0.03%	
	3		2,321,500 円	82.74%	484,084 円	17.25%	0 円	0.00%	352 円	0.01%	
合計			15,344,000 円		28,816,666 円		0 円		4,870 円		

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
6. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
7. 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
8. 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ハ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

変更前

令和 7 年度

当初計画

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	1,186,218	千円	営業外収益	4,587	千円	経常収益(イ)	1,190,805	千円
	営業費用	1,223,548	千円	営業外費用	1,612	千円	経常費用(ロ)	1,225,160	千円
	営業損益	△ 37,330	千円	営業外損益	2,975	千円	経常損益	△ 34,355	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,943,973.2	km					経常収支率	97.19	%

		乗合バス事業							
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,123,833	千円	営業外収益	10,759	千円	経常収益(イ')	1,134,592	千円
	営業費用	1,189,221	千円	営業外費用	1,668	千円	経常費用(ロ')	1,190,889	千円
	営業損益	△ 65,388	千円	営業外損益	9,091	千円	経常損益	△ 56,297	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	3,015,145.3	km					経常収支率	95.27	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	1,038,708	千円	営業外収益	38,597	千円	経常収益(イ〃)	1,077,305	千円
	営業費用	1,195,133	千円	営業外費用	2,896	千円	経常費用(ロ〃)	1,198,029	千円
	営業損益	△ 156,425	千円	営業外損益	35,701	千円	経常損益	△ 120,724	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ〃)	2,957,420.4	km					経常収支率	89.92	%

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	405 円 09 銭	394 円 96 銭	416 円 15 銭
北近畿	405 円 09 銭	394 円 96 銭	416 円 15 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
京阪神	405 円 40 銭	554 円 21 銭	405 円 40 銭	0 円 0 銭	404 円 48 銭
北近畿	405 円 40 銭	416 円 27 銭	405 円 40 銭	0 円 0 銭	404 円 48 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた 補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／ 3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／ 3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／ 3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と 地域公共交 通再編事業を 実施する区域 におけるキロ 程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロッ ク外乗入 部分、同一 補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率 (チー(リ＋ ス＋ル)) ÷チー＝		
				起点	主な 経由地	終点				チ					オ		リ				ヌ	
				①＝カッコ 内	②	①×② ＝③																
京阪神	(1)		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,395.0 回 (9.3)	2.8	26.0 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	28.0 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km	14.7 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km	%	47.500 %		
	(2)		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 回 (4.5)	3.5	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km	12.3 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km	9.8 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km	%	20.325 %		
	(3)		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 回 (3.0)	5.1	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km	17.8 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km	11.6 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km	%	34.831 %		
			京都市 原・神吉線1				365 日									3.7 km	3.7 Km			20.786 %		
			亀岡市 原・神吉線1				365 日									2.5 km	2.5 Km			14.044 %		
北近畿	1		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,395.0 回 (9.3)	2.8	26.0 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	28.0 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km	13.3 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km	%	52.500 %		
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 回 (4.5)	3.5	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km	12.3 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km	2.5 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km	%	79.674 %		
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 回 (3.0)	5.1	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km	17.8 Km	往 (平均) 復 Km	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km	6.2 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km	%	65.168 %		
合計			系統								往 117.4 km (平均) 復 115.0 km	116.2 Km	往 (平均) 復 Km		往 58.7 km (平均) 復 57.5 km	58.1 Km	往 (平均) 復 Km	往 (平均) 復 Km				

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置 (チー(リ+ ヌ))÷チニ ヲ	補助ブロック外乗入部 分及び同一 補助ブロッ ク都道府県 外乗入部 分以外のキ ロ程の比率	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ 以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ				
						補助金交付要綱別表2(注)4. の 適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度				基準期間			
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による 増加分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後 のキロ当たり 経常収益 ノーh=ノ	(d+e+f)/3 =ノ	経常収益 ヤ”	実車走行 キロ マ’	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ”÷マ’=d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ’÷マ’=e		経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f	
京阪神	(1)		47.500 %	190,120.0 km	77,074,648 円	179円62銭	—	—	—	179円62銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	34,149,355 円
	(2)		20.325 %	40,332.5 km	16,350,795 円	179円89銭	—	—	—	179円89銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	7,255,414 円
	(3)		34.831 %	39,055.0 km	15,832,897 円	203円95銭	—	—	—	203円95銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	7,965,268 円
北近畿	1		52.500 %	190,120.0 km	77,074,648 円	179円62銭	—	—	—	179円62銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	34,149,355 円
	2		79.674 %	40,332.5 km	16,350,795 円	179円89銭	—	—	—	179円89銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	7,255,414 円
	3		65.168 %	39,055.0 km	15,832,897 円	203円95銭	—	—	—	203円95銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	7,965,268 円
合計				539,015.0 km	218,516,680 円					91,568,560 円	538,439.8 km		106,986,060 円	536,470.6 km		96,415,926 円	535,848.8 km		98,740,074 円	

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部分 及び他路線との 結合部分以外に係る もの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗入 部分以外に係るも の ソ×ヲ’=ツ’	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回 数/①計画運行 回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ムーラ=ウ
京阪神	(1)		42,925,293 円	34,683,591 円	34,683,591 円	16,474,705 円	16,474,705 円	8,857,368 円	8,857 千円	4,428.5 千円	42,925,293 円	33,602,293 円
	(2)		9,095,381 円	7,357,857 円	7,357,857 円	1,495,484 円	1,495,484 円	996,989 円	996 千円	498.0 千円	9,095,381 円	6,643,381 円
	(3)		7,867,629 円	7,124,803 円	7,124,803 円	2,481,640 円	2,481,640 円		2,481 千円	1,240.5 千円	7,867,629 円	4,305,629 円
	京都市					1,480,979 円	1,480,979 円		1,480 千円	740.0 千円	1,635,406 円	894,990 円
	亀岡市					1,000,661 円	1,000,661 円		1,000 千円	500.0 千円	1,105,004 円	604,723 円
北近畿	1		42,925,293 円	34,683,591 円	34,683,591 円	18,208,885 円	18,208,885 円	9,789,723 円	9,789 千円	4,894.5 千円	42,925,293 円	33,602,293 円
	2		9,095,381 円	7,357,857 円	7,357,857 円	5,862,298 円	5,862,298 円	3,908,198 円	3,908 千円	1,954.0 千円	9,095,381 円	6,643,381 円
	3		7,867,629 円	7,124,803 円	7,124,803 円	4,643,091 円	4,643,091 円		4,643 千円	2,321.5 千円	7,867,629 円	4,305,629 円
合計			119,776,606 円	98,332,502 円	98,332,502 円	49,166,103 円	49,166,103 円	23,552,278 円	30,674 千円	15,337.0 千円	119,776,606 円	89,102,606 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合						
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担 負担割合
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	(1)		4,428,500 円	27.75%	11,531,808 円	72.25%	0 円	0.00%	781 円
	(2)		498,000 円	36.88%	851,151 円	63.04%	0 円	0.00%	1,116 円
	(3)		1,240,500 円	82.72%	258,733 円	17.25%	0 円	0.00%	460 円
	京都市				154,405 円	10.30%			
	亀岡市				104,328 円	6.96%			
北近畿	1		4,894,500 円	27.74%	12,745,893 円	72.25%	0 円	0.00%	811 円
	2		1,954,000 円	36.92%	3,338,354 円	63.07%	0 円	0.00%	760 円
	3		2,321,500 円	82.74%	484,084 円	17.25%	0 円	0.00%	352 円
合計			15,337,000 円		29,210,023 円		0 円		4,280 円

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
6. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
7. 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
8. 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

計画

変更後

事業者名	京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度)

輸送実績データに基づき計上

運 行 系 統						年 間 輸 送 実 績				経 常 収 益				経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定				輸送量 (A) × (G)	市町村 による回 数券購 入等の 有無	備考
申請 番号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	(運賃改定前 適用 運賃改定後 適用) の平均賃率 × 日数 × の平均賃率 × 日数 総 適 用 日 数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (B) (C) × (F) (G)			
1	八田線1	JR亀岡駅南口	奥条・大谷	JR園部駅西口	28.0	9.3	82,485	6.7	552,649.5	29,765,187	190,120.0	893,564	296,587	30,955,338	79,118,438	$\frac{54.08 \times 365}{365}$	54.08	2.8	26.0	無	
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.3	23,121	5.9	136,413.9	8,017,715	38,652.9	181,668	60,298	8,259,681	16,085,404	$\frac{(59.20 \times 365) + (58.64 \times 365)}{730}$	58.92	3.5	15.0	有	
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	27,635	7.3	201,735.5	8,717,072	39,055.0	183,559	60,926	8,961,557	16,252,738	$\frac{(43.36 \times 365) + (43.13 \times 365)}{730}$	43.24	5.1	15.3	有	
合計					58.1		133,241		890,798.9	46,499,974	267,827.9	1,258,791	417,811	48,176,576							

- [記載要領]
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとすること。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

計画

変更前

事業者名	京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 取締役管理部長 栗山 準一

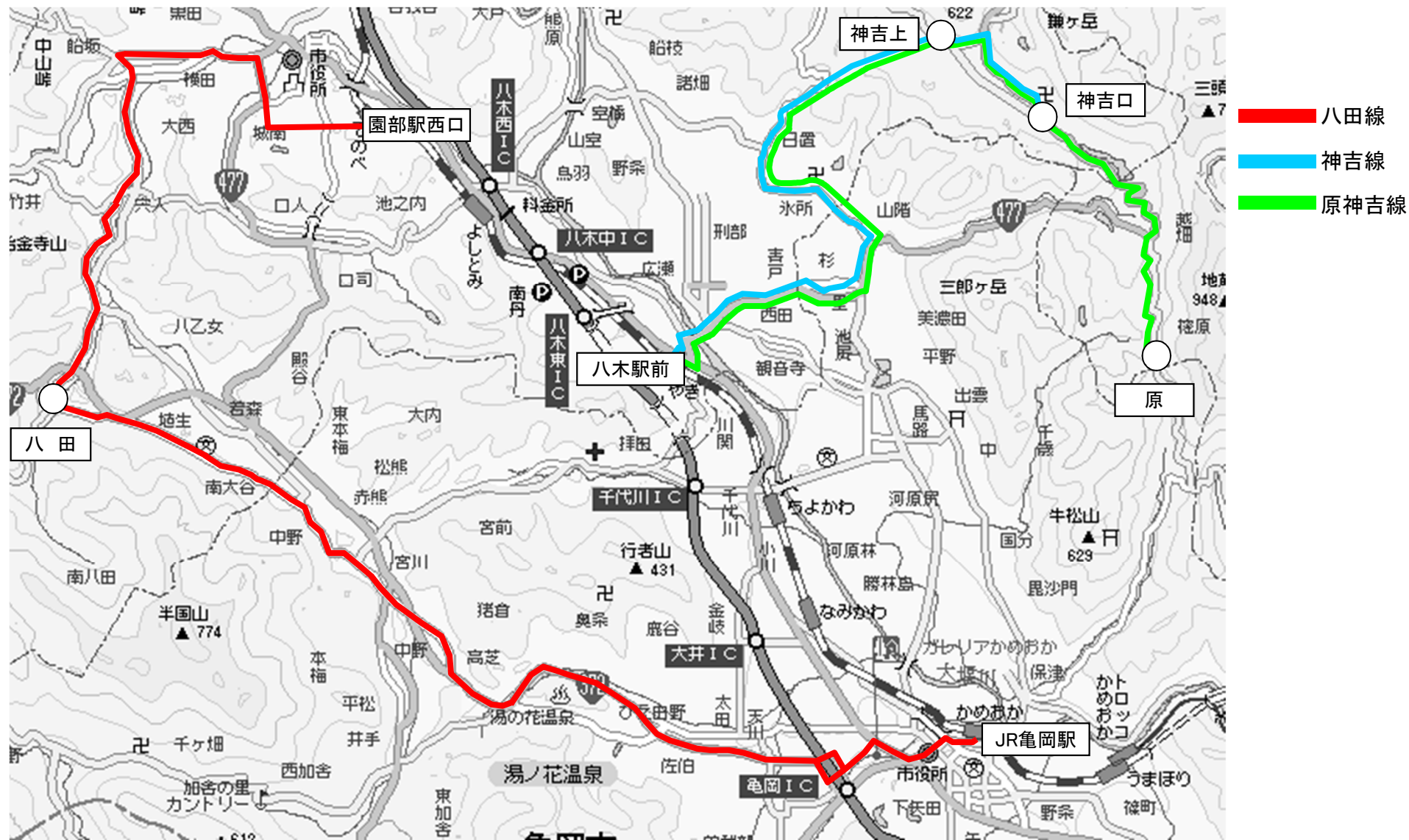
運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度)

輸送実績データに基づき計上

運 行 系 統 年 間 輸 送 実 績 経 常 収 益 経 常 費 用 平 均 乗 車 密 度 算 定																				輸送量 (A) × (G)	市町村 による回数 券購入等の 有無	備考
申請 番号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	〔 運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 〕 の平均賃率 × 日数 × の平均賃率 × 日数 総 適 用 日 数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (B) (C) × (F) (G)				
1	八田線1	JR亀岡駅南口	奥条・大谷	JR園部駅西口	28.0	9.3	82,485	6.7	552,649.5	29,765,187	190,120.0	893,564	296,587	30,955,338	79,118,438	54.08 × 365 365	54.08	2.8	26.0	無		
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	23,121	6.1	141,038.1	8,354,486	40,332.5	189,563	62,919	8,606,968	16,784,369	(59.20 × 365) + (58.64 × 365) 730	58.92	3.5	15.7	有		
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	27,635	7.3	201,735.5	8,717,072	39,055.0	183,559	60,926	8,961,557	16,252,738	(43.36 × 365) + (43.13 × 365) 730	43.24	5.1	15.3	有		
合計					58.1		133,241		895,423.1	46,836,745	269,507.5	1,266,686	420,432	48,523,863								

- [記載要領]
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとすること。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

補助対象路線図



○補助要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
- ・経常赤字が見込まれること

平日	41	41B	43	43B
----	----	-----	----	-----

神吉線・原神吉線（JR八木駅～神吉口～原）

2024年9月21日改正

系統番号	41	43B	41	43	41	43	41	
運行記号								
JR八木駅	7:18	8:27	11:09	12:42	14:42	16:15	18:03	
八木大堰橋	7:21	8:30	11:12	12:45	14:45	16:18	18:06	
八木大堰橋東詰	7:22	8:31	11:13	12:46	14:46	16:19	18:07	
西田	7:23	8:32	11:14	12:47	14:47	16:20	18:08	
青戸	7:24	8:33	11:15	12:48	14:48	16:21	18:09	
宮林	7:25	8:34	11:16	12:49	14:49	16:22	18:10	
杉	7:26	8:35	11:17	12:50	14:50	16:23	18:11	
樋ノ口	↓	8:36	↓	↓	↓	↓	↓	
旭	7:27	8:37	11:18	12:51	14:51	16:24	18:12	
郷ノ口	7:28	8:38	11:19	12:52	14:52	16:25	18:13	
山階公民館前	7:29	8:39	11:20	12:53	14:53	16:26	18:14	
東所	7:30	8:40	11:21	12:54	14:54	16:27	18:15	
西所	7:31	8:41	11:22	12:55	14:55	16:28	18:16	
神吉上	7:38	8:48	11:29	13:02	15:02	16:35	18:23	
神吉公民館前	7:39	8:49	11:30	13:03	15:03	16:36	18:24	
中ノ庄	7:40	8:50	11:31	13:04	15:04	16:37	18:25	
旧神吉小学校前	7:42	8:52	11:33	13:06	15:06	16:39	18:27	
和田道	7:43	8:53	11:34	13:07	15:07	16:40	18:28	
どんどん橋	7:44	8:54	11:35	13:08	15:08	16:41	18:29	
神吉口	7:45	8:55	11:36	13:09	15:09	16:42	18:30	
神吉池	止	8:58	止	13:12	止	16:45	止	
越畑フレンドパーク前		9:00		13:14		16:47		
越畑		9:02		13:16		16:49		
宕陰小学校前		9:03		13:17		16:50		
宕陰出張所前		9:07		13:21		16:54		
原		9:09		13:23		16:56		
所要時分	27	42	27	41	27	41	27	

2024年9月21日改正

系統番号	41	41	43	41	43	41	43B	41B	
運行記号									
原			9:18		13:33		17:17		
宕陰出張所前			9:20		13:35		17:19		
宕陰小学校前			9:24		13:39		17:23		
越畑			9:25		13:40		17:24		
越畑フレンドパーク前			9:27		13:42		17:26		
神吉池	発	発	9:29	発	13:44	発	17:28	発	
神吉口	7:28	8:10	9:32	11:47	13:47	15:23	17:31	18:45	
どんどん橋	7:29	8:11	9:33	11:48	13:48	15:24	17:32	18:46	
和田道	7:30	8:12	9:34	11:49	13:49	15:25	17:33	18:47	
旧神吉小学校前	7:31	8:13	9:35	11:50	13:50	15:26	17:34	18:48	
中ノ庄	7:33	8:15	9:37	11:52	13:52	15:28	17:36	18:50	
神吉公民館前	7:34	8:16	9:38	11:53	13:53	15:29	17:37	18:51	
神吉上	7:35	8:17	9:39	11:54	13:54	15:30	17:38	18:52	
西所	7:42	8:24	9:46	12:01	14:01	15:37	17:45	18:59	
東所	7:43	8:25	9:47	12:02	14:02	15:38	17:46	19:00	
山階公民館前	7:44	8:26	9:48	12:03	14:03	15:39	17:47	19:01	
郷ノ口	7:45	8:27	9:49	12:04	14:04	15:40	17:48	19:02	
旭	7:46	8:28	9:50	12:05	14:05	15:41	17:49	19:03	
樋ノ口	↓	↓	↓	↓	↓	↓	17:50	19:04	
杉	7:47	8:29	9:51	12:06	14:06	15:42	17:51	19:05	
宮林	7:48	8:30	9:52	12:07	14:07	15:43	17:52	19:06	
青戸	7:49	8:31	9:53	12:08	14:08	15:44	17:53	19:07	
西田	7:51	8:33	9:55	12:10	14:10	15:46	17:55	19:09	
八木大堰橋東詰	7:52	8:34	9:56	12:11	14:11	15:47	17:56	19:10	
八木大堰橋	7:53	8:35	9:57	12:12	14:12	15:48	17:57	19:11	
JR八木駅	7:55	8:37	9:59	12:14	14:14	15:50	17:59	19:13	
所要時分	27	27	41	27	41	27	42	28	

土曜・休日	41	41B	43	43B
-------	----	-----	----	-----

神吉線・原神吉線（JR八木駅～神吉口～原）

2024年9月21日改正

系統番号	41	43B	41	43	41	43	41	
運行記号								
JR八木駅	7:18	8:27	11:09	12:42	14:42	16:15	18:03	
八木大堰橋	7:21	8:30	11:12	12:45	14:45	16:18	18:06	
八木大堰橋東詰	7:22	8:31	11:13	12:46	14:46	16:19	18:07	
西田	7:23	8:32	11:14	12:47	14:47	16:20	18:08	
青戸	7:24	8:33	11:15	12:48	14:48	16:21	18:09	
宮林	7:25	8:34	11:16	12:49	14:49	16:22	18:10	
杉	7:26	8:35	11:17	12:50	14:50	16:23	18:11	
樋ノ口	↓	8:36	↓	↓	↓	↓	↓	
旭	7:27	8:37	11:18	12:51	14:51	16:24	18:12	
郷ノ口	7:28	8:38	11:19	12:52	14:52	16:25	18:13	
山階公民館前	7:29	8:39	11:20	12:53	14:53	16:26	18:14	
東所	7:30	8:40	11:21	12:54	14:54	16:27	18:15	
西所	7:31	8:41	11:22	12:55	14:55	16:28	18:16	
神吉上	7:38	8:48	11:29	13:02	15:02	16:35	18:23	
神吉公民館前	7:39	8:49	11:30	13:03	15:03	16:36	18:24	
中ノ庄	7:40	8:50	11:31	13:04	15:04	16:37	18:25	
旧神吉小学校前	7:42	8:52	11:33	13:06	15:06	16:39	18:27	
和田道	7:43	8:53	11:34	13:07	15:07	16:40	18:28	
どんどん橋	7:44	8:54	11:35	13:08	15:08	16:41	18:29	
神吉口	7:45	8:55	11:36	13:09	15:09	16:42	18:30	
神吉池	止	8:58	止	13:12	止	16:45	止	
越畑フレンドパーク前		9:00		13:14		16:47		
越畑		9:02		13:16		16:49		
宕陰小学校前		9:03		13:17		16:50		
宕陰出張所前		9:07		13:21		16:54		
原		9:09		13:23		16:56		
所要時分	27	42	27	41	27	41	27	

2024年9月21日改正

系統番号	41	41	43	41	43	41	43B	41B	
運行記号									
原			9:18		13:33		17:08		
宕陰出張所前			9:20		13:35		17:10		
宕陰小学校前			9:24		13:39		17:14		
越畑			9:25		13:40		17:15		
越畑フレンドパーク前			9:27		13:42		17:17		
神吉池	発	発	9:29	発	13:44	発	17:19	発	
神吉口	7:28	8:10	9:32	11:47	13:47	15:23	17:22	18:35	
どんどん橋	7:29	8:11	9:33	11:48	13:48	15:24	17:23	18:36	
和田道	7:30	8:12	9:34	11:49	13:49	15:25	17:24	18:37	
旧神吉小学校前	7:31	8:13	9:35	11:50	13:50	15:26	17:25	18:38	
中ノ庄	7:33	8:15	9:37	11:52	13:52	15:28	17:27	18:40	
神吉公民館前	7:34	8:16	9:38	11:53	13:53	15:29	17:28	18:41	
神吉上	7:35	8:17	9:39	11:54	13:54	15:30	17:29	18:42	
西所	7:42	8:24	9:46	12:01	14:01	15:37	17:36	18:49	
東所	7:43	8:25	9:47	12:02	14:02	15:38	17:37	18:50	
山階公民館前	7:44	8:26	9:48	12:03	14:03	15:39	17:38	18:51	
郷ノ口	7:45	8:27	9:49	12:04	14:04	15:40	17:39	18:52	
旭	7:46	8:28	9:50	12:05	14:05	15:41	17:40	18:53	
樋ノ口	↓	↓	↓	↓	↓	↓	17:41	18:54	
杉	7:47	8:29	9:51	12:06	14:06	15:42	17:42	18:55	
宮林	7:48	8:30	9:52	12:07	14:07	15:43	17:43	18:56	
青戸	7:49	8:31	9:53	12:08	14:08	15:44	17:44	18:57	
西田	7:51	8:33	9:55	12:10	14:10	15:46	17:46	18:59	
八木大堰橋東詰	7:52	8:34	9:56	12:11	14:11	15:47	17:47	19:00	
八木大堰橋	7:53	8:35	9:57	12:12	14:12	15:48	17:48	19:01	
JR八木駅	7:55	8:37	9:59	12:14	14:14	15:50	17:50	19:03	
所要時分	27	27	41	27	41	27	42	28	